

別表第6（第12条関係）

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

手数料の区分			手数料の額
認定申請（事前 審査なし）	一戸建て住宅	新築	68,000円
		増築又は改築	99,000円
長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第5 条第1項から第 5項までの規定 に基づく長期優 良住宅建築等計 画の認定申請 （同法第6条第 1項各号に掲げ る基準に適合し ていることにつ き、あらかじめ、 住宅の品質確保 の促進等に関す る法律（平成1 1年法律第81 号）第5条第1 項に規定する登 録住宅性能評価 機関（以下「登 録住宅性能評価 機関」という。） による審査を受 けたものを除 く。）	床面積の合計が500平方 メートル以下の共同住宅等	新築	157,000円
		増築又は改築	230,000円
	床面積の合計が500平方 メートルを超え1,000平 方メートル以下の共同住宅 等	新築	247,000円
		増築又は改築	364,000円
	床面積の合計が1,000平 方メートルを超え3,000 平方メートル以下の共同住 宅等	新築	488,000円
		増築又は改築	722,000円
	床面積の合計が3,000平 方メートルを超え5,000 平方メートル以下の共同住 宅等	新築	876,000円
		増築又は改築	1,298,000円
	床面積の合計が5,000平 方メートルを超え10,00 0平方メートル以下の共同 住宅等	新築	1,511,000円
		増築又は改築	2,241,000円
	床面積の合計が10,000 平方メートルを超え20,0 00平方メートル以下の共 同住宅等	新築	2,805,000円
		増築又は改築	4,161,000円
	床面積の合計が20,000 平方メートルを超え30,0 00平方メートル以下の共 同住宅等	新築	4,028,000円
		増築又は改築	5,976,000円
	床面積の合計が30,000 平方メートルを超える共同 住宅等	新築	4,949,000円
		増築又は改築	7,343,000円

うるま市建築確認申請等手数料条例（抜粋）

認定申請（事前 審査あり）	一戸建て住宅	新築	15,000円
		増築又は改築	21,000円
長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律第5 条第1項から第 5項までの規定 に基づく長期優 良住宅建築等計 画の認定申請 （同法第6条第 1項各号に掲げ る基準に適合し ていることにつ き、あらかじめ 登録住宅性能評 価機関による審 査を受けたもの に限る。）	床面積の合計が500平方 メートル以下の共同住宅等	新築	25,000円
		増築又は改築	36,000円
	床面積の合計が500平方 メートルを超え1,000平 方メートル以下の共同住宅 等	新築	39,000円
		増築又は改築	56,000円
	床面積の合計が1,000平 方メートルを超え3,000 平方メートル以下の共同住 宅等	新築	62,000円
		増築又は改築	92,000円
	床面積の合計が3,000平 方メートルを超え5,000 平方メートル以下の共同住 宅等	新築	98,000円
		増築又は改築	145,000円
	床面積の合計が5,000平 方メートルを超え10,00 0平方メートル以下の共同 住宅等	新築	147,000円
		増築又は改築	219,000円
	床面積の合計が10,000 平方メートルを超え20,0 00平方メートル以下の共 同住宅等	新築	248,000円
		増築又は改築	370,000円
	床面積の合計が20,000 平方メートルを超え30,0 00平方メートル以下の共 同住宅等	新築	313,000円
		増築又は改築	468,000円
	床面積の合計が30,000 平方メートルを超える共同 住宅等	新築	355,000円
		増築又は改築	531,000円

認定申請（既存住宅） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定申請	認定申請された長期優良住宅維持保全計画に係る建築物の区分に応じ、それぞれ長期優良住宅建築等計画の認定申請における増築または改築の項に掲げる額
---	--

備考 この表に掲げる申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、申出に係る建築物の床面積の区分に応じ、別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては別表第1の2の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る手数料に加えた額とする。

## 2 長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請等手数料

手数料の区分		手数料の額
計画変更（事前審査なし） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。）	一戸建て住宅を新築する場合	34,000円
	一戸建て住宅を増築又は改築する場合	49,500円
	共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じ、別表第6の1の表に掲げる額	
計画変更（事前審査あり） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。）	一戸建て住宅を新築する場合	7,500円
	一戸建て住宅を増築又は改築する場合	10,500円
	共同住宅等 変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じた面積（床面積が増加する部分にあっては増加面積を加えた面積）に応じ、別表第6の1の表に掲げる額	
譲渡人の決定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画	1件につき	5,000円

うるま市建築確認申請等手数料条例（抜粋）

の変更の認定申請		
地位の継承 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の継承の承認申請	1件につき	5,000円

備考 この表に掲げる申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項により準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、申出に係る建築物の床面積の区分に応じ、別表第1の1の表に掲げる額（当該申請に係る長期優良住宅建築等計画に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては別表第1の2の表に掲げる額を加えた額）を、当該申請に係る手数料に加えた額とする。